

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下のとおり、提案書の提出を求めます。

令和元年5月30日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区マイナンバー制度コールセンター運營業務委託

(2) 委託内容

マイナンバーカードの交付又は申請の予約の受付、区民からの電話又はファクシミリを通じたマイナンバー制度等に関する問合せの受付・回答等をするため、世田谷区マイナンバー制度コールセンターの運営を行う。業務概要は以下のとおり。

- ① マイナンバー制度にかかるコールセンターの運営
- ② マイナンバーカードの交付受付を管理するシステムの運用・保守

(3) 履行期間

- ① コールセンター運営にかかる構築及び導入準備委託
令和元年7月下旬から令和元年9月30日まで
- ② コールセンター運營業務委託
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

※当該コールセンターの運営状況及びマイナンバーカードの交付受付を管理するシステムの運用状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者とコールセンター運營業務委託契約を締結する場合がある。その場合、契約は単年度ごとに行うものとし、当該年度における当該事業の予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(4) 提案限度額

令和元年度 64,000,000円(税込み)

※消費税については、令和元年10月1日時点での税率で計算すること。

※上記金額は、構築及び導入準備委託並びに運營業務委託の合算である。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成 28 年 4 月以降に人口 40 万人規模以上の地方自治体において、当該自治体の業務に関する問い合わせを受ける目的のコールセンター業務を受託した実績がある者。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」及び国際規格 ISO/IEC 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度認証」を取得していること。

3 手続等

(1) 担当部課

世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課住民記録

〒154-0017 世田谷区世田谷一丁目 11 番 18 号 エムケイアースビル 1 階

担当 北口、大和田

電話 03-6413-9481 FAX 03-6413-9482

メールアドレス：SEA02304@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書等の交付について

説明書等の交付を希望する場合は、以下の期間内に、指定の場所で受領すること。

交付期間 令和元年 5 月 30 日（木）から 6 月 13 日（木）まで

※期間中の受付は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）。

交付場所 (1) に同じ

交付方法 (1) の窓口で配付

(3) 参加表明等について

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

提出期限 令和元年 6 月 13 日（木）午後 5 時まで（必着）

※期間中の受付は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）。

提出場所 (1) に同じ

提出方法 (1) まで直接持参又は簡易書留郵便で郵送

(4) 提案書等について

提案書等を提出する場合は、以下の提出書類を期限内に、指定の提出場所及び方法で提出すること。

提出期限 令和元年7月8日(月)午後5時(厳守)

※期間中の受付は午前8時30分から午後5時まで(土日、祝日を除く)。

提出場所 (1)に同じ

提出方法 (1)まで直接持参(郵送不可)

4 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

第一次審査、第二次審査を通じて総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

ア 第一次審査

提案者の中から、提案書及び見積書により総合的に審査を行い、上位の2社を選抜する。

イ 第二次審査

上位の2社を招請し、プレゼンテーションを行う。

(2) 審査基準

- ① 提案概要に関する事項
- ② 情報セキュリティ対策に関する事項
- ③ 実施体制・プロジェクト管理に関する事項
- ④ システムの運用及び保守に関する事項
- ⑤ 見積金額の妥当性

(3) 審査結果の通知

選定結果は、7月下旬(予定)に文書で通知する。

5 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(4) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(6) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

(7) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(8) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。

(9) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(10) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。

- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 「3 (1) 担当部課」に同じ
(12) 詳細は説明書による。